

「小規模社会福祉施設に対応した消防用設備等に関する検討会報告書（平成19年度）」の公表

平成18年1月の長崎県の認知症高齢者グループホーム火災を受け、平成19年6月13日に消防法施行令・消防法施行規則が改正され、火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する小規模社会福祉施設の防火安全対策の強化が図られました。

そこで、消防庁では平成19年度に「小規模社会福祉施設に対応した消防用設備等に関する検討会」（委員長：須川修身諏訪東京理科大学教授）を設置し、新たにスプリンクラー設備や自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備の設置義務が生ずる小規模福祉施設を対象として、その実情に即した設置方法や機器構成等に関する検討を行ってきたところです。

この度、本検討会において報告書が取りまとめられましたので、別添のとおり公表します。

<添付資料>

- 1 [小規模社会福祉施設に対応した消防用設備等に関する検討会報告書（平成19年度）の概要](#)
- 2 [小規模社会福祉施設に対応した消防用設備等に関する検討会報告書（平成19年度）の全文](#)



消太

(連絡担当者)
総務省消防庁予防課 鳥枝、浅海
Tel 03 - 5253 - 7523
Fax 03 - 5253 - 7533